

第105期

業務のご報告

自 令和 4 年 4 月 1 日
至 令和 5 年 3 月 31 日



地域のみなさまと共に

萩山口信用金庫





皆様には、平素より萩山口信用金庫に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2022年度の我が国経済については、資源高などの影響を受けつつも、コロナ感染症抑制と経済活動の両立が進み、設備投資や個人消費が緩やかに増加するもとの持ち直しの傾向となりましたが、欧米と比べてコロナ禍での落ち込みからの回復ペースは緩やかなものとなりました。

こうした中、当金庫は、長期経営計画『萩山口しんきん「伴走支援力の発揮と変革への挑戦」3か年計画～課題解決による地域経済の回復と発展を担う協同組織金融機関を目指して～』の3つの基本方針「伴走支援による地域の課題解決」「持続可能な経営の確立」「SDGsに向けた取り組みの推進」に沿って、3か年計画の中間年度としてお客様や地域の成長・発展等に資する諸施策に取り組んでまいりました。

その結果、業容面においては、預金の期末残高が2,117億57百万円となり、貸出金の期末残高は974億19百万円となりました。

収益面においては、経常利益を4億71百万円、当期純利益を4億54百万円計上することができました。また、

金融機関の健全性を示す自己資本比率は 12.59% で国内基準の 4% を上回っております。

先行きについては、コロナ感染症の供給制約の影響が和らぐもと、緩和的な金融政策や政府の経済対策の効果に支えられ、比較的緩やかな回復を続けていくとみられますが、資源高や海外経済減速の度合いが強まる場合、景気を下押しするリスクがあるものと考えています。

2023 年度は、長期経営計画『萩山口しんきん「伴走支援力の発揮と変革への挑戦」3 か年計画』の最終年度として、初年度、中間年度に引き続き実効性のある取組みを実施してまいります。

今後も萩山口信用金庫は、「豊かで活力のある地域社会づくりに貢献します」を経営の基本方針として、役職員一丸となって、何よりも地域の皆様のお役に立つ営業活動に徹するとともに、これからも地域活性化のための取組を積極的に行う所存でございますので、より一層のご愛顧とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2023 年 7 月

理事長 梶山 一生

1. 事業の方針

2022年度は、長期経営計画『萩山口しんきん「伴走支援力の発揮と変革への挑戦」3か年計画～課題解決による地域経済の回復と発展を担う協同組織金融機関を目指して～』の中間年度として、当金庫の経営ビジョンに基づく相互扶助精神のもと、3つの基本方針「伴走支援による地域の課題解決」「持続可能な経営の確立」「SDGsに向けた取組みの推進」に沿って、①伴走支援の一段の強化、②あらゆる収益力の強化、③金融システムの充実・強化、④経営の効率化、⑤内部管理態勢等の強化、⑥人事諸施策の充実と人材の育成、⑦SDGsに向けた取組みの継続・充実、⑧発信力の強化の8つの項目を重点課題として位置づけ、取り組んでまいりました。

2. 金融経済環境

2022年度の我が国経済については、資源高などの影響を受けつつも、コロナ感染症抑制と経済活動の両立が進み、設備投資や個人消費が緩やかに増加するもとの、持ち直しの傾向となりましたが、欧米と比べてコロナ禍での落ち込みからの回復ペースは緩やかなものとなりました。

先行きについては、コロナ感染症の供給制約の影響が和らぐもと、緩和的な金融政策や政府の経済対策の効果に支えられ、比較的緩やかな回復を続けていくとみられますが、資源高や海外経済減速の度合いが強まる場合、景気を下押しするリスクがあるものと考えています。

3. 業績

<業容面>

預金は、末残2,117億57百万円（前期比21億52百万円の減少）となりました。内訳として、流動性預金は定期性預金からの振替等により33億2百万円増加し1,177億81百万円となりましたが、定期性預金は流動性預金への振替や他行シフト、相続を要因とした解約等により54億54百万円減少し939億75百万円となりました。一方、貸出金は、設備資金等の事業性貸出及び住宅ローン等により、末残974億19百万円（前期比9億81百万円の増加）となりました。

なお、貸出金以外の運用としては、預け金（無利息を除く）が末残298億66百万円（前期比106億92百万円の減少）、有価証券が末残927億44百万円（前期比3億95百万円の増加）となりました。

<収益面>

資金運用収益は有価証券運用利回りの低下等により減少したものの、経費等の削減により当期純利益は4億54百万円（前期比15百万円の減少）となりました。



4. 事業の展望及び対処すべき課題

2023年度は、長期経営計画『萩山口しんきん「伴走支援力の発揮と変革への挑戦」3か年計画』の最終年度として、3つの基本方針「伴走支援による地域の課題解決」「持続可能な経営の確立」「SDGsに向けた取組みの推進」に沿って、①取引先に寄り添った伴走支援取組み継続、②あらゆる収益力の継続強化、③金融システムの充実・強化、④経営の効率化、⑤内部管理態勢の充実・強化、⑥人事諸施策の充実と人材の育成、⑦SDGsに向けた取組みの継続・充実、⑧発信力の一層の強化の8つの項目を重点課題として掲げ、ウィズコロナの経済社会活動のもと、初年度、中間年度に引き続き実効性のある取組みを実施してまいります。

5. 内部管理基本方針の制定

当金庫は、信用金庫法第36条第5項第5号及び同法施行規則第23条の規定に基づき、継続的に内部統制システムの整備を進め、その実効性を確保するために「内部管理基本方針」を平成23年7月29日に制定し、改正信用金庫法施行規則第23条により平成27年9月29日一部改正いたしました。

その概要は次の通りです。

1. 当金庫の理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・組織改正に伴い、担当部部署を変更した。
2. 当金庫の理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・監事の文書閲覧に関する事項は、後記7に移記した。
3. 当金庫の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 当金庫の理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 当金庫の監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
6. 当金庫の監事の職務を補助すべき職員の当金庫の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・監事の求めに応じ、監事と事前協議のうえ、その職務を補助すべき職員を配置することとした。
7. 当金庫の理事及び職員が当金庫の監事に報告するための体制
 - ・監事からの要請に係る役職員の報告を義務付けた。
 - ・監事による資料閲覧に係る担当部署に対する説明事項を追加した。
8. 当金庫の監事への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
9. 当金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払い又は



償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

10. その他当金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

以上は、平成23年7月23日開催の理事会の第2号議案で決議し、また、一部改正については、平成27年9月29日開催の理事会の第2号議案で決議いたしました。

上記1から10の内部管理基本方針の運用状況の概要は次の通りです。

1. 当金庫の理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①コンプライアンス委員会の開催状況

開催回数5回（定期4回）

主な決議事項

- ・コンプライアンス・プログラム（案）の審議
- ・内部通報規程およびホットライン対応マニュアルの改正
- ・コンプライアンス状況チェックリストの改正

主な活動状況

- ・反社会的勢力に対する対応事項の検討・報告
- ・コンプライアンス・プログラム取組状況の分析・報告
- ・不祥事再発防止策の定着状況の検証
- ・コンプライアンスチェックリストの結果分析・報告

②研修等の実施状況

研修の対象者、研修の主なテーマ

- ・マネロン・テロ資金供与対策研修

令和4年11月24日

令和5年1月23日、26日

令和5年2月21日、22日

対象者：内勤役席者 内勤担当者

- ・与信取引に関する顧客説明研修

令和5年2月15日、16日

対象者：渉外担当者

- ・パート職員に対するコンプライアンス研修 5～6月、11～12月

対象者：パート職員

- ・各部署単位研修（営業店・本部）毎月1回実施

対象者：全職員（パート含む）

テーマ：コンプライアンス、顧客保護、金融取引ルール等を題材

- ・研修後における主な対応

部署ごとに研修報告書を提出

- ・コンプライアンス状況チェックリストによる自主チェッ



ク実施 10月

③内部通報制度の利用状況

庫内への周知方法

- ・コンプライアンス担当者会議及び臨店指導時に周知
- ・コンプライアンス研修による周知

内部通報の件数

- ・0件

内部通報の内容の理事への報告状況

- ・該当なし

内部通報に対して当金庫が行った措置

- ・該当なし

④内部監査部門の活動状況

往査した部門・回数

- ・内部監査計画に則り、営業店21店舗、本部各部に対し年1回実施

監査方法

- ・重要性やリスクが高い業務プロセスを中心に監査

監査結果の報告状況

- ・監査結果を実施監査結果報告書として取りまとめ、年2回常務会へ報告

指摘・提言した事項

- ・監査結果不備不適事項に対する整理改善報告書を求め、各店舗に整理改善を指導
- ・不芳店舗に対する特定監査（営業店2店舗）の実施

指摘・提言に対して各部署が講じた措置

- ・監査指摘事項等の措置・実行状況については、フォローアップ監査で改善したことを確認

2. 当金庫の理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①保存及び管理に関する状況

職務の執行に関する情報・文書や重要な会議録の保存・管理状況

- ・文書管理規程等に則り、適切に管理
- 上記情報等へのアクセス状況
- ・文書管理規程等に則り、常時速やかに閲覧できる体制を確保

3. 当金庫の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①リスク管理委員会の開催状況

開催回数 12回

主な決議事項、活動状況

- ・リスク管理委員会規程第4条で定める協議・報告事項に則り、決議・報告を実施

②リスク管理部門の活動状況



- ・リスクカテゴリーに応じたりスクの把握・分析を実施、その結果をリスク管理委員会に報告
- 必要に応じて、常務会、理事会に報告

③ BCP への対応状況

「業務継続基本計画」等の策定・改定状況

- ・平成 24 年 9 月に制定し、必要に応じて随時見直しを実施（直近改正日は、令和 5 年 3 月 24 日 内容の定期メンテナンス）

庫内への周知方法

- ・庫内イントラに掲載し、周知

BCP 訓練の実施及びその回数

- ・令和 4 年 9 月 1 日に訓練を実施

4. 当金庫の理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 理事会等の開催状況

理事会の開催回数

- ・理事会を 10 回開催

経営会議（常務会等）の開催回数

- ・常務会を 22 回開催

理事会や経営会議に関する規程の制定・改定状況

- ・理事会、常務会とも規程制定済みであり、必要に応じて随時見直しを実施

（直近改正日は、理事会：令和 3 年 6 月 21 日、常務会：令和 3 年 8 月 2 日）

効率的な会議運営のための施策

- ・常務会の出席者に対する資料の事前提供を実施

② 効率性確保のための諸施策の実施状況

事業計画の策定・進捗状況の管理方法

- ・事業計画の策定は、常務会・理事会に付議
- ・進捗状況は、理事会等で報告

組織規程・職務分掌規程等の制定・改定状況

- ・組織規程の組織図・機構図の改訂：令和 4 年 10 月 11 日（仙崎支店の長門支店店舗内店舗化とマネロン及びテロ資金供与対策作業部会発足による）
- ・業務分掌表改定：令和 4 年 12 月 15 日（2022 年度事業計画、規程の改正、新規業務対応等による）

執行役員制度の導入状況

- ・平成 26 年 10 月 1 日制定、理事会により選任され金庫の業務執行を行う責任者であり職員の最高位として位置づけ、現在 2 名（役職：総合企画部長、経理部長）

決算書等の電子化による取組強化

- ・決算書リーディングシステムの運用、活用
- ・信用保証協会認証付電子保証書の運用



5. 当金庫の監事はその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
- ①補助職員の配置状況等
- ・理事又は理事会に対し必要に応じて補助職員を置くことを要請できる旨を規定に定めているが、今期、補助職員の配置はない
6. 当金庫の監事の職務を補助すべき職員の当金庫の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ①人事権等の状況
- ・補助職員の人事異動、考課等及び懲戒処分の決定については、予め監事の同意を得る旨を規程に定めているが、今期、補助職員の配置はなく同意事例もない
7. 当金庫の理事及び職員が当金庫の監事に報告するための体制
- ①信用金庫グループの監事・監査役連絡会の開催状況
- ・当金庫には子会社等はなく該当なし
- ②監事への報告に関する諸施策の実施状況
- 監事に報告すべき事項の整備状況
- ・当金庫の役職員が直ちに又は定期的に監事に報告すべき事項について規程に定めている重要な会議への出席、重要な資料閲覧等の状況
 - ・当金庫の理事会等の重要な会議への出席、重要な資料の閲覧、担当部門からの聴取により、監事は当金庫の情報を入手している
- 内部通報制度の利用状況
- ・内部通報ホットラインにより、当金庫役員に関係する又は関係すると疑われる通報対象行為を受け付けた場合は、監事との間で、その後の方針について協議を行うと定めているが、今期、協議実績はない
- 内部監査部門からの報告
- ・内部監査部門は、内部監査計画、監査結果等について、監事へ適時に報告している。
8. 当金庫の監事への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- ①方針・規程等の整備状況
- ・監事への報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する規程を定め、役職員に周知している
9. 当金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に係る事項
- ①方針・規程等の整備状況
- ・法令や監事監査基準に基づき監事の職務に伴う必要な費用は、当金庫の内部管理基本方針のとおり、前払い又は償還の処理が速やかに行われている



②予算計上の状況

- ・監事の職務上必要とされる費用についての予算計上は行っていない

10. その他当金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監事監査の実効性を確保するための諸施策

- ・会計監査人及び内部監査部門との情報共有・意見交換を十分に行い、連携を図っている
- ・今期、監事による外部専門家の活用実績はない

庶務の概要

●第105期通常総代会決議のご報告●

令和5年6月27日に開催いたしました第105期通常総代会におきまして、下記の議案を付議し、原案通り承認可決されました。

記

- 報告事項
1. 第105期（令和4年4月1日から令和5年3月31日）
業務報告、貸借対照表及び損益計算書
 2. 第105期（令和4年4月1日から令和5年3月31日）
決算に係る監事監査結果

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分案承認の件
第2号議案 定款第15条に基づく会員除名の件
第3号議案 理事1名選任の件
第4号議案 監事1名選任の件
第5号議案 役員退任慰労金贈呈の件

以上



● 1年間のトピックス ●

(2022年4月～2023年3月)

2022年

- 4月10日 大内まつり参加(大内支店)
- 5月15日 平川地区ふれあいクリーン作戦(九田川清掃)
参加(平川支店)
- 5月20日 浜崎伝建おたから博物館参加(萩支店 浜崎支店)
- 6月4日 宮野ホテルまつり参加(宮野支店)
- 6月7日 「輝く瞳～ラグビーの魅力～」写真展開催
(本店6月30日迄)
- 6月9日 「信用金庫の日」PR活動献血活動実施(本店)
- 6月12日 向津具ダブルマラソン参加(長門支店)
- 6月13日 「信用金庫の日」PR活動献血活動実施(萩支店)
- 6月15日 「信用金庫の日」PR活動全店店周一斉清掃実施
- 6月28日 第104期通常総代会開催
- 7月17日 仙崎祇園祭参加(仙崎支店 長門支店)
- 8月6日 湯田ちょうちんまつり参加(湯田支店)
- 8月11日 湯本温泉納涼盆踊り大会参加(長門支店)
- 10月2日 平川地区ふれあいクリーン作戦(九田川清掃)
参加(平川支店)
- 10月11日 仙崎支店が長門支店・油谷支店内へ移転、営業開始



旧仙崎支店



長門支店・仙崎支店・油谷支店

- 10月16日 宮野まつり参加(宮野支店)
- 11月6日 大歳まつり参加(湯田支店)
- 11月13日 金谷天神祭(御神幣巡行)参加
(萩支店 浜崎支店 橋本支店)
- 11月26日 おうち産業フェスタ参加(大内支店11月27日迄)
- 12月11日 維新の里 萩城下町マラソン2022協賛

2023年

- 1月7日 萩市子ども会たこあげ大会参加(萩支店)
- 1月8日 湯田地区消防出初式参加(湯田支店)
- 1月15日 萩市駅伝競走大会参加(萩市内店舗)



貸借対照表

第105期 令和5年3月31日現在

科 目	金 額
(資 産 の 部)	百万円
現 金	3,251
預 け 金	29,866
有 価 証 券	92,744
国 債	11,039
地 方 債	13,708
社 債	35,131
株 式	306
そ の 他 の 証 券	32,558
貸 出 金	97,419
割 引 手 形	161
手 形 貸 付	5,320
証 書 貸 付	89,487
当 座 貸 越	2,450
そ の 他 資 産	1,327
未 決 済 為 替 貸 付	29
信 金 中 金 出 資 金	996
前 払 費 用	9
未 収 収 益	260
そ の 他 の 資 産	31
有 形 固 定 資 産	2,694
建 物	1,170
土 地	1,345
リ ー ス 資 産	61
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	117
無 形 固 定 資 産	47
ソ フ ト ウ ェ ア	18
リ ー ス 資 産	4
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	23
債 務 保 証 見 返	279
貸 倒 引 当 金	△ 2,835
(うち個別貸倒引当金)	(△ 2,379)
資 産 の 部 合 計	224,797



科 目		金 額
(負債の部)		百万円
預 金	積 金	211,757
当座	預金	2,253
普通	預金	113,739
貯蓄	預金	753
通知	預金	172
定期	預積	90,467
その他	の 預	3,508
借 入	の 預	862
借 入	金 債	2,904
その他	金 債	2,904
未決済	為替	372
未払	費用	44
未給付	補填	59
未前払	受取	1
払戻	未済	1
払戻	未済	50
職員	預ス	5
その他	の 負	2
賞与	引当	107
退職	引当	68
役員	の 引	31
その他	の 引	65
再評価	に係る	934
負債	の 部 合 計	73
		32
		153
		279
		216,572
(純資産の部)		
出 資	資 金	333
普通	出 資	333
利 益	剰 余	11,732
利 益	準 備	393
その他	利 益	11,338
特別	積 立	10,765
(うち)	目的積立	(95)
当期	未処分	573
処分	未済	△ 0
会 員	勘 定	12,065
その他	有価証券	△ 4,241
土地	再評価	400
評価	・換算	△ 3,840
純 資 産	の 部 合 計	8,224
負債及び純資産	の 部 合 計	224,797



損益計算書

第105期（令和4年4月1日から
令和5年3月31日まで）

科 目	金 額 (千円)	
経 常 収 益		2,983,926
資金運用収益	2,409,858	
貸出金利息	1,615,480	
預け金利息	43,998	
有価証券利息配当金	725,599	
その他の受入利息	24,780	
役務取引等収益	286,067	
受入為替手数料	94,542	
その他の役務収益	191,525	
その他業務収益	94,811	
外国為替売買益	607	
国債等債券売却益	67,158	
国債等債券償還益	11,805	
その他の業務収益	15,239	
その他経常収益	193,189	
貸倒引当金戻入益	90,810	
償却債権取立益	14,907	
株式等売却益	70,849	
その他の経常収益	16,621	
経 常 費 用		2,512,616
資金調達費用	28,632	
預金利息	19,534	
給付補填備金繰入額	1,189	
借入金利息	7,365	
その他の支払利息	543	
役務取引等費用	244,399	
支払為替手数料	26,083	
その他の役務費用	218,316	
その他業務費用	38,125	
国債等債券売却損	4,560	
その他の業務費用	33,565	



科 目		金 額 (千円)	
経	費	2,155,835	
人 件	費	1,487,320	
物 件	費	635,362	
税	金	33,152	
その他経常費用		45,624	
貸出金償却		33,863	
その他の経常費用		11,760	
経	常		471,310
特	別		15,209
	損		
	失		
	固定資産処分損	550	
	減損損失	14,658	
税引前当期純利益			456,100
法人税、住民税及び事業税		1,176	
法人税等合計			1,176
当期純利益			454,924
繰越金(当期首残高)			118,835
当期末処分剰余金			573,759



剰余金処分計算書

第105期（令和4年4月1日から
令和5年3月31日まで）

萩山口信用金庫

科 目	金 額 (円)
当 期 未 処 分 剰 余 金	573,759,960

これを下記の通り処分します。

科 目	金 額 (円)
剰 余 金 処 分 額	406,646,040
普通出資に対する配当金 (年2%)	6,646,040
特 別 積 立 金	400,000,000
繰越金(当期末残高)	167,113,920

役 員

(令和5年3月31日現在)

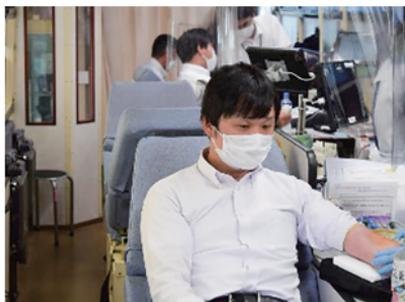
理 事 長	梶 山 一 生
常 務 理 事	野 村 尚 彦
常 務 理 事	嶋 戸 幸 啓
理 事	山 村 慎 一
理 事	豊 田 宏
理 事	伊 坂 浩
理事相談役	小 田 村 哲
理 事	武 田 晋
理 事	中 村 憲 行
理 事	藤 井 哲 男
監 事	河 村 貴 光
監 事	松 田 俊 男
監 事	新 谷 卓 也

※理事 武田晋、中村憲行は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合せ」に基づく職員外理事です。

※監事 松田俊男、新谷卓也は、信用金庫法第32条第5項に規定する員外監事です。



地域のみなさまと共に



信用金庫の日
献血活動
(令和4年6月9・13日)



信用金庫の日
全店一斉清掃活動
(令和4年6月15日)



職場体験学習
(令和4年9月7・8日)



山口市開業チャレンジ
応援補助金交付
(令和4年9月28日)



平川ふれあいクリーン作戦
(令和4年10月2日)



やまぐち未来のしごとフェスタ
(令和4年10月4・5日)



献血運動推進協力者表彰
(令和4年10月20日)



萩城下町マラソン 2022 協賛
(令和4年12月11日)



萩山口信用金庫
理事会 御中

有限責任 あずさ監査法人

広島事務所

指定有限責任社員 公認会計士 尾崎 更三

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 河合 聡一郎

業務執行社員

<計算書類等監査>

監査意見

当監査法人は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、萩山口信用金庫の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第105期事業年度の剰余金処分案を除く計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び注記並びにその附属明細書（以下、これらの監査の対象書類を「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、金庫から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、業務報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬によって発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事実又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、金庫は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<剰余金処分案に対する意見>

剰余金処分案に対する監査意見

当監査法人は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、萩山口信用金庫の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第105期事業年度の剰余金処分案について監査を行った。

当監査法人は、上記の剰余金処分案が法令及び定款に適合しているものと認める。

剰余金処分案に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、法令及び定款に適合した剰余金処分案を作成することにある。

監事の責任は、剰余金処分案作成における理事の職務の執行を監視することにある。

剰余金処分案に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、剰余金処分案が法令及び定款に適合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

金庫と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



監査報告書

私たち監事は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第105期事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査基準に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事、監査室その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部・本店において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 業務報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他信用金庫の業務の適正を確保するために必要なものとして信用金庫法施行規則第23条に定める体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部管理基本方針)について、理事及び職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」(信用金庫法施行規則第33条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る業務報告及びその附属明細書並びに計算書類(貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 業務報告等の監査結果

- ① 業務報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、信用金庫の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部管理基本方針に関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部管理基本方針に関する業務報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和5年5月19日

萩山口信用金庫

常勤監事 河村 貴光

監事 松田 俊男

監事 新谷 卓也

(注) 監事松田俊男及び新谷卓也は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事であります。



店舗一覧

- 本店・中市支店 〒753-0047 山口市道場門前一丁目5番1号
TEL(083)922-2712
- 竪小路支店 〒753-0034 山口市下竪小路36番地1
TEL(083)922-4131
- 湯田支店 〒753-0056 山口市湯田温泉三丁目4番16号
TEL(083)922-0639
- 大内支店 〒753-0221 山口市大内矢田北四丁目20番20号
TEL(083)927-2977
- 防府支店 〒747-0044 防府市佐波二丁目5番2号
TEL(0835)23-5150
- 平川支店 〒753-0831 山口市平井715番地12
TEL(083)923-6700
- 宮野支店 〒753-0021 山口市桜島二丁目8番10号
TEL(083)925-7809
- 吉敷支店 〒753-0814 山口市吉敷下東一丁目3番7号
TEL(083)923-6800
- 御堀支店 〒753-0214 山口市大内御堀五丁目1番1号
TEL(083)920-0156
- 小郡支店 〒754-0043 山口市小郡明治一丁目2番1号
TEL(083)974-0070
- 萩支店 〒758-0044 萩市大字唐樋町3番地3
TEL(0838)22-3111
- 浜崎支店 〒758-0022 萩市大字浜崎町253番地2
TEL(0838)22-0197
- 奈古支店 〒759-3622 阿武郡阿武町奈古2311番地の13
TEL(08388)2-3028
- 新川支店 〒758-0011 萩市大字椿東3072番地12
TEL(0838)22-0608
- 長門支店 〒759-4101 長門市東深川1383番地4
TEL(0837)22-0828
- 仙崎支店・油谷支店 〒758-0011 萩市大字椿東2511番地3
TEL(0838)22-3113
- 松本支店・越ヶ浜支店
- 橋本支店 〒758-0062 萩市大字橋本町74番地
TEL(0838)22-3141

店外ATM一覧

- アトラス萩 萩市大字土原420番地
平日/8:45~18:00 土日・祝日/9:00~19:00
- 萩市役所 萩市大字江向510番地
平日/9:00~19:00 土日・祝日/9:00~17:00
- 玉江駅 萩市大字山田字西沖田4757番地
平日/9:00~19:00 土日・祝日/9:00~17:00
- フジ長門 長門市仙崎322番地2
平日/9:00~18:00 土日・祝日/9:00~17:00
- ゆめマート板持店 長門市西深川3353番地3
平日/9:00~18:00 土日・祝日/9:00~19:00